世環境社会学研究。10° 20.

2014.12.

300

風評被害のポリティクス

――名づけの〈傲慢さ〉をめぐって――

三浦 耕吉郎 (関西学院大学)

日本の原子力政策の渦中で産声をあげ、東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故以降も、その多義性と曖昧性を武器に「原発の安全神話」や「放射線安全論」を人びとの心のなかに浸透させていく役割を担ってきた「風評被害」という言葉。本稿では、「風評被害」という名づけの行為に着目しつつ、現代日本社会におけるこの語にまつわる複数の異なる用法を批判的に分析し、その政治的社会的効果を明らかにする。第1には、「風評被害」という用語が、①生産者側の被害のみに焦点をあて、消費者側の被害や理性的なリスク回避行動をみえなくさせている点、及び②安全基準をめぐるポリティクスの存在やそのプロセスをみえなくさせている点である。第2には、「放射能より風評被害の方が怖い」という表現に象徴される、健康被害よりも経済的被害を重視する転倒が原子力損害賠償紛争審査会の方針にも見出され、本来の「(原発事故による)直接的な被害」が「風評被害」と名づけられることによって、放射線被曝による健康被害の過小評価や、事故による加害責任の他者への転嫁がなされている点。第3には、「汚染や被害の強調は福島県への差別を助長する」という風評被害による差別への批判が、反対に、甲状腺がんの多発という事実を隠蔽することによって甲状腺がんの患者への差別を引き起こしている、という構造的差別の存在を指摘する。

キーワード:風評被害、「放射線安全論」、被曝による健康被害、リアリティの政治、構造的差別

1. 放射線被曝による健康被害を考えることの困難さ

1.1.「美味しんぼ」騒動と福島復興再生特別措置法

今年(2014年)の4月末から5月にかけて,『BIG COMIC スピリッツ』誌上に掲載された『美味しんぼ』「第604話 福島の真実」(22号4月28日発売,23号5月12日発売,小学館)で登場人物の行った発言が,福島県,双葉町,大阪府・大阪市,さらには内閣官房長官や多数の関係閣僚,そして放射線の専門家等からも激しい抗議や批判を受けるという出来事があった。

抗議のタイミングが雑誌の発売当日という迅速さはもちろん,地方政治はもとより国政の場まで巻きこんだいわば国家規模での批判の高まりは、それ自体、きわめて異例な事態であった。

そこで問題とされた発言とは、たとえば「鼻血や疲労感で苦しむ人が大勢いるのは被ばくした から」「福島では、同じ症状の人が大勢いますよ」「今の福島に住んではいけない」「福島を広域 に除染して、人が住めるようにするなんて、できないと私は思います」といったものだった。

これにたいして, 福島県は, ホームページや雑誌の発売元である小学館宛ての文書のなかで, この件にたいする県の見解を次のように主張している。

これらの表現は、福島県民そして本県を応援いただいている国内外の方々の心情を全く顧みず、殊更に深く傷つけるものであり、また、回復途上にある本県の農林水産業や観光業など各産業分野へ深刻な経済的損失を与えかねず、さらには国民及び世界に対しても本県への不安感を増長させるものであり、総じて本県への風評を助長するものとして断固容認できるものでなく、極めて遺憾であります(1)。(傍点引用者、以下同様)

そうして,作中人物の発言が「風評を助長する」と判断した理由として,本誌が多数の読者をもつこと,そして,「原発事故により放出された放射性物質に起因する直接的な健康被害が確認された例」がないことを挙げていた。

また、菅官房長官も、5月12日の記者会見の席で「住民の放射線被曝と鼻血に因果関係はないと、専門家の評価で明らかになっている」と断言する一方、安倍首相にいたっては、後日、訪問先の福島市で、今回の事態をうけて「根拠のない風評に対し、国として全力を挙げて対応する」と表明している⁽²⁾。

すなわち、一国の首相が、原発事故後に生じた諸々の深刻な身体症状が放射線被曝と関連する ものではないかと疑う被害住民の声を、ことごとく「根拠のない風評」にすぎないとして切り捨 てるとともに、そうした発言が今後なされることがないよう「国として全力を挙げて対応する」 と述べているのである。

この「国として全力を挙げて対応する」という表現は、まさに、こうした「風評」にたいする 政府としての危機感の表れといってよい。いや、それどころか、このような表現に込められた言 外の意味をこそ、私たちはしっかりと聞き取る必要があるだろう。つまり、これまでも、「(こう した『風評』がくれぐれも生じないように)国として全力を挙げて対応」してきたにもかかわらず、 この大事な時期に、あろうことか国民的な支持を集める作品のなかに表現されてしまったことへ の苛立ちがそれである。

ここで、「国として全力を挙げて対応」してきた事柄とは、いうまでもなく放射線医学や放射線防護学の専門家たちを動員して推進してきた「放射線安全論」の流布や普及のことであり(島薗、2013)、さらに、「この大事な時期」とは、福島復興再生特別措置法(2012年3月31日施行)の基本理念にのっとり定められた「福島復興新指針(原子力災害からの福島復興の加速にむけて)」(2013年12月20日)にもとづき、避難解除区域における避難住民の早期帰還政策が2014年4月から本格的に開始された直後という意味である。

この特別措置法では、福島の復興及び再生を、これまで原子力施策を推進してきた国の責任のもとに成しとげるという目的(第一条)にむけ、「避難解除等区域の復興及び再生の促進」「原子力災害からの産業の復興及び再生の推進」と並んで、「放射線による健康上の不安の解消」(傍点引用者)が基本方針にあげられていた(第五条)。そして、じつは、この最後の点への対応策を記した以下にあげる第四十七条の条文こそ、先の首相発言にあった「国として全力を挙げて対応する」ということの内実を示しているといってよい。

国は、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染のおぞれに起因する健康上の不安を解消するために、低線量被ばくによる放射線の人体への影響その他放射線に関

する国民の理解を深めるための広報活動,教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。 (第四十七条 国民の理解の増進)

このような方針が、先述の「放射線安全論」の延長線上にあることは、もはや明らかであろう。 というのも、「被曝量が 100 ミリシーベルト以下では、健康に影響はありません」という見解に 象徴される政府の依拠する「放射線安全論」においては、あくまで「汚染のおぞれに起因する住 民の健康上の不安の解消」が目的であって、「汚染の事実に起因する住民の健康上の被害」など、 そもそもあるはずのないもの、もっといえば、けっしてあってはならないものだからである。

しかし、『美味しんぼ』の表現が波紋を広げた理由は、それだけではなかった。放射性物質で汚染された環境にたいして除染等の措置をほどこすことによって「安全性」を確保し、いざ、住民に早期の帰還を促しながら避難解除等区域の復興および再生事業にとりかかろうとした矢先に突きつけられた、「今の福島に住んではいけない」「福島を広域に除染して、人が住めるようにするなんて、できないと私は思います」といった発言は、そうした政府の復興政策を根本から批判するものであったこと。それこそが、自治体や政府高官がこぞって過剰な反応を示した主な理由であったといえよう。

だが、それにしても、いかに多くの読者をかかえているとはいえ、たった1つの文芸作品でなされた表現にたいして、あれだけの非難や抗議が国家権力の中枢から寄せられたのは尋常なことではない。まるで、先の第二次世界大戦中における国家的な言論統制が復活したかのようではないか。

いや、先の時代の言論統制が主として上から強圧的になされたのにたいして、この原子力時代の言論統制の特徴は、かつての「原発の安全神話」がそうだったように、科学技術・政治・経済・法律・社会・文化にかかわる大掛かりなシステムによってその支配の正当性が、人びとの「信頼(場合によっては、妄信)」に依拠しつつ調達されてきた、という点である。つまり、日本の原子力政策における支配構造は、言論の統制とシステムへの信頼感の醸成という二面性のもとに維持されてきたということができる。

そして、いまや、「原発の安全神話」に代わって(というか、川内原発の再稼働を皮切りに再び「原発の安全神話」が復活されようとしている現在では、むしろ「とともに」と表現すべきなのだが)、新たな「放射線の安全神話」が多くの国民の心をとらえはじめている。

私見によれば、そうした「原発の安全神話」や「放射線の安全神話」と不可分に結びつきながら、これらの「神話」を人びとの心のなかに浸透させていく役割を担ってきたのが「風評被害」という出来事とその認識だった。

本稿は、そうした事態が招来されることになった原因を、「風評被害」という多義性と曖昧性をもった言葉と認識のなかに探求する試みである⁽³⁾。

1.2.〈被曝を避ける権利〉が不在の国

この「美味しんぼ」騒動によって顕在化され、社会的に注目されるようになった事態は、じっさいには原発事故が発生した直後から、すでにじわじわとはじまっていたことを次の記述は教えてくれる。

現在,汚染の状況や被害について語ること,避難を語ることについて,国民(住民)全体があまりに敏感,ナーバスになっていると感じます。

汚染や被害を語ることで、福島の人々が傷っくという考えがあります。たとえば、「福島市や郡山市は子どもが住みつづけられる場所じゃない。避難すべきだ」とか、「浪江町にはもう帰れない、二度と住めないだろう」などという発言に対しては、「なんて酷いことを言うのだ」との反応が返ってきます。

私自身、妊婦だったころ、仕事で福島市に行かなければならなかったとき、「福島市は線量が高いから行きたくない」と話をしたことがあります。すると「住んでいる人に失礼だ」と叱責されました。ここでいう「失礼」とは、いったい何を意味するのでしょうか。これが、避難を大々的に語れない問題の根幹とつながっているのではないでしょうか。汚染を語ることが、なぜ、住んでいる人を傷つけることになるように感じてしまうのでしょうか。(菅波、2012:30)

この文章の著者である菅波香織は、東日本大震災が発生した当時、自身も妊婦であり、また、乳幼児をふくめた4児の母としていわき市内で弁護士をしていた。原発事故の後、いったんは避難したものの、子どもの通う学校の再開をうけて3月末には帰宅。しかし、それからは、当時、依然として毎時1マイクロシーベルトの空間線量のあったいわき市内にあって、そこが「子どもと生活してよい場所なのかどうか」判断しようにもできず、深い迷いにとらわれる日々だったという。

そんな生活のなかで、菅波はしだいに「いわき市では、被曝を最小限にしようと生活することがタブーになってきた」と感じるようになる。それは、前述のように、そうした「被曝を避ける」行為が、もっと線量の高い地域に住んでいる人たちを「傷つける」ことになるからだが、それだけではなく、福島に残っている自分たち自身にも、「避難すると決めることができない」でいるという点で自己責任があるとみなされ、防護にむけた積極的対応をとりにくくなるからである。

なぜ、そのようなことになってしまうのか。菅波は、「汚染を語り、被曝にたいする不安を語れる環境がまったくない」という現状を憂いながら、その原因を次のように的確に指摘している。

これは、国の放射能を気にしないようにとの方針のもと、可能な限り放射能から身を守りたいという当然の気持ちを持つことができない空気があるからだと思います。

行政は、「放射能よりストレスのほうが身体に悪い」というメッセージを大々的に発しています。とくに子どもへのストレスをかけないために、大人が不安を感じてはいけないと、 放射能の不安を感じること自体が禁じられているように感じます。(菅波, 2012:32)

つまり、行政から発せられる「放射能よりストレスのほうが身体に悪い」というメッセージ、 すなわち、これまで私たちがみてきたような「放射線安全論」こそが、菅波が求めてきた〈被曝 を避ける権利〉を侵害ないし否定してしまっているというのである。

こうした認識によりながら、菅波は、震災直後に立ち上げた「福島の子どもたちを守る法律家

ネットワーク(SAFLAN)」の仲間たちとともに、〈被曝を避ける権利〉の必要性と、それに依拠した様々な諸権利(「避難を語る権利」「避難〔するか留まるかを選択〕する権利」「汚染や被害を語る権利」「移住する権利」「帰還する権利」等々)の確立を求める運動をすすめている。

ここでは、「避難する権利」が求められている背景に注目しておきたい。その点について同ネットワークの河崎健一郎は、「自主避難者」が抱えざるをえなかった困難に触れながら、次のように述べている。

政府は避難指示区域内の人たちに対しては一定の避難誘導をおこないましたが、その外側 に居住する人びとに対しては、むしろ、「安全だ(から避難するな)」というメッセージを発 し続けました。

自主避難者の多くは、避難に際して、政府の支援を期待できる状況ではありませんでした。 避難によって仕事や家庭を失うかもしれない。避難先での生活のめどが立たない。それでも 避難するかどうか、十分な情報が与えられないまま、決断を迫られるむずかしさがありました。(中略)

もっとも大きな障壁となったのは、「街を捨てて逃げるのか」、「風評被害を煽るな」とい う有形無形の周囲からの圧力であったといいます。(河崎, 2012:8)

このように、政府が「避難」というとき、基本的には、政府の指示にしたがった避難しか念頭におかれていなかったのであり、いい方をかえれば、原発災害に因る避難とは、あくまで政府の指示に従う「義務」の範囲にとどまり、避難という行為を個々の住民が主体的な判断のもとにおこなう「権利」だとする発想は皆無だった、ということなのである(4)。このような認識自体、まさに驚くべきことではあるが、それ以上に重要なのは、こうした認識を過去のこととしてすますわけにはいかないという点である。なぜなら、今日、立地点の自治体に事故時の避難計画の策定がゆだねられているが、いったん、原子力災害が生じてしまえば、政府が同様な姿勢で不十分な避難指示をだし、住民はそれに従うのみといった関係がくり返されることは目にみえているからである。

そして、「避難する権利の不在」とともに、他方での「風評被害を煽るなといった周囲からの 圧力」が、自主避難を試みる人たちや、被曝を避けようとした人たちを追いつめていった。

では、そのような状況のなかで、「風評被害」という言葉は、いったいどのようなメカニズム のもとで現実にたいして大きな影響力を及ぼしていったのだろうか。次節以降では、その点につ いて考察していく。

2. 「名づけ」の危機、あるいは「名づけの胎盤剝離の光景」

「名づけるとは、物事を創造または生成させる行為であり、そのようにして誕生した物事の認識そのものであった」と、思想史家の市村弘正は書いている(市村、1996:134)。

それでは、「風評被害」という名づけによって、この社会に創造または生成された物事とは、 いったい、どのようなものであり、そしてまた、それによって新たに誕生した物事の認識とは、 いかなるものだったのだろうか。

ただ、「風評被害」という名づけの行為を探求するのは、けっして容易なことではない。その 理由は、「風評被害」という名づけの行為によって創造または生成させられた物事は、けっして 一様のものではなかったからである。

この点にかかわって、市村は、さらに次のように書いている。

いまや、私たちの「名づけ」に対して、世界あるいは物事の秩序は応答しなくなっている のではないか。(中略)名前の次元への私たちのこだわりや、貼りかえられる名前に対する 敏感さは、おそらくこのような疑念を裏書きしている。

そうであるとすれば、この「危機の瞬間」に際して、名前をもって物事に相対してきた人間の基本的な経験の有様と、ほかならぬその「名づける」という行為の基底がいわば胎盤剝離しつつあることを見定めなければならないだろう。(市村、1996:133)

私のみるところ、今日の日本社会における「風評被害」の主だった用法は、大きく3つに分けて考えることができる。それらは、現実には明確に区別されず半ば無自覚に使用されているが、それぞれ著しく内容や性質を異にしている。

そして、これが本稿における核心的な主張なのだが、私は、それらのいずれの用法にかんしても、「風評被害」という名づけはふさわしくないと思っている。もっと妥当な名づけがあるはずなのに(そして、人びとも「風評被害」という名づけにたいする「世界あるいは物事の秩序からの応答不能」に疑念をいだきはじめているのに)、依然として「風評被害」という名づけが濫用されていること、そこに、放射線被曝による健康被害を考えることの困難さをもたらしている原因の1つがある。

さて、3つの用法のうちの第1番目のものは、すでに前節でみてきた。1節で「風評被害」といわれていたのは、福島県やそこに住む人たちにたいして、根拠のない一定の烙印づけがなされることによって生ずる精神的・社会的・経済的被害のことであった。もちろん、これは、風評被害が生ずる恐れがあると主張する側に立った定義であり、本当に「根拠がない」といえるのかどうかについては、最終節で具体的なデータをもとに検討することになる。

それはともかくとして、「根拠のない一定の烙印付けにより精神的・社会的・経済的被害がもたらされる」といった特定の社会現象については、私たちはすでに、もっと適切かつ一般的な語彙をもっていたではないだろうか。そう、「差別」とか「社会的排除」という言葉がそれである。にもかかわらず、なぜ、一部の人びとは、それをわざわざ「風評被害」と呼ぼうとするのだろうか。論点を先取りして、私なりの答えを述べておけば、市村のいう「名前をもって物事に相対してきた人間の基本的な経験の有様」と「『名づける』という行為の基底」とが「胎盤剝離」しつつあるような言葉こそ、じつは、ある種の政治的な立場から強権を執行しようとしている人たちにとっては、使い勝手のいいものだからである。

じっさいに私たちは、「風評被害」という認識が、放射性物質の汚染による健康被害を過小に 評価することにつながったり、原発事故から生じた加害責任を他者に転嫁するために用いられて いるケースを指摘することになるだろう。

このような、これまで(たとえば「差別」とか「社会的排除」といった)別の表現で呼びならわされてきた物事が、「風評被害」という新しい名前に呼びかえられることでもたらされた(前節でみたような)「危機の瞬間」や、そこから生みだされた「名づけの胎盤剝離の光景」をあらためてみつめなおすこと。それが、本稿における重要な課題となろう。

3. 「風評被害」という認識がもたらしたもの

3.1. 原子力政策と「風評損害(被害)」

さて、「風評被害」の2番目の用法は、その被害内容を経済的被害に限定するものである。この用法にかんしては、長年にわたりこの問題を研究してきた社会心理学者、関谷直也によるコンパクトな定義がある。

ただ、その定義を検討するまえに、原子力政策と「風評被害」との緊密な関係性を指摘した関谷の主張に耳を傾けておく必要がある。

風評被害は、もともとは原子力が関係する事故で問題になりはじめた。「安全である」にもかかわらず、事故が起きた周辺の土地の関係者や地元の漁業者が経済的被害をこうむること。またその被害が原子力賠償法で補償されないことが問題になったのである。

日本で風評被害といって差し支えない現象は、1954年に起きた第五福龍丸被爆事件後のいわゆる「放射能パニック」が最初である。その後、74年の原子力船「むつ」の放射線漏れ事故や原子力関連施設の立地にともなうこととして問題となっていった。

それが90年代後半には、ナホトカ号重油流出事故や所沢ダイオキシン報道という、原子力以外の環境問題や災害でも問題になった。そして99年の東海村JCO臨界事故では、大規模な放射性物質の飛散はなかったにもかかわらず154億円もの経済的被害(補償されたもののみ)が生じた。こうして、いくつかの事件や事故を経て、「風評被害」という言葉が定着していったのである。(関谷、2011:11-12)

「風評被害は、もともとは原子力が関係する事故で問題になりはじめた」という指摘は、私にはとても新鮮だった。そして、ここで重要なのは、「『安全である』にもかかわらず、(中略)経済的被害をこうむること」と、「その被害が原子力賠償法で補償されないことが問題になった」という2点だろう。

どうやら私たちは、関谷のおかげで、この原子力政策の文脈における「風評被害」の名づけの歴史の一端に触れられそうである。そこには、以下のように、「法律で定義されていない経済被害への補償をいかにすべきか」という問題関心があったという。

なお、風評被害については、この(JCO 臨界)事故の前までは、事故と民法の不法行為 (他人の権利を侵害し、損害を負わせる行為のこと)の間に相当の因果関係があるものに関し、被 害をこうむった人に補償されることになっていた。81年の敦賀原子力発電所事故などでは、 民事訴訟として支払われていたのである。だが、JCO 臨界事故以降、科学技術庁に設置さ れた原子力損害調査研究会において、『風評損害(法律分野では「風評被害」ではなく「風評損害」という言葉が使われる)』について議論され、従来の解釈を変更し、風評損害も原子力損害賠償法の『原子力損害』に含まれるとの見解が示されることとなった。

風評損害はもともと、原子力損害賠償法などで定義されていない経済被害をどのように補償すべきか、法律上は民と民の間の問題として議論される言葉だった。それが、JCO 臨界事故をきっかけとして、行政上認められる現象となった。すなわち、放射性物質による汚染の影響がなかったとしても、食品や商品などに経済的被害が起こる——このことがはっきりと認識されるようになったのである。(関谷、2011:22-23。傍点著者、下線引用者)

つまり、従来は民法の不法行為との関連で定義されていた「風評被害(損害)」であったが、「放射性物質による汚染の影響がなかったとしても、食品や商品などに経済的被害が起こる」という新たな認識ができあがることによって、「原子力損害」の一部として法的に位置づけられるようになったという。

このような「風評被害(損害)」にかんする「解釈の変更」は、従来、加害責任が曖昧だった 経済的被害への対応として、事業者や政府が責任を負うということを明らかにした点で、一定の 意義をもっていた。

これは、再解釈後の新たな意味での「風評被害(損害)」という名づけが、事業者や政府が責任を担うという認識を生みだしたケースだということもできよう。ただし、同時に、この「風評被害」という名づけこそが、そうした事業者や政府の加害責任を他者に転嫁していくという皮肉な効果を生むことになったのであったが……。

3.2. 誰にとっての、いかなる被害か?

そして, 関谷は, このようなプロセスを経て形成されてきた「風評被害」の内容を, 次のように定義する。

ある社会問題(事故・事件・環境汚染・災害・不況)が報道されることによって,本来「安全」とされるもの(食品・商品・土地・企業)を人々が危険視し,消費,観光,取引をやめることなどによって引き起こされる経済的被害のこと。(関谷,2011:12)

この定義の特徴の1つは、汚染の影響がなかったことを前提にして被害内容を経済的被害に限定したことである。こうした前提と限定がおかれたことが、この概念と「放射線安全論」とのあいだに何らかの親和性を醸しだすことになった点は、注意を要する。だが、それだけでなく、こうした理論構成が、(「放射能よりも風評被害の方が怖い!」といった生産者の声に象徴されるような)汚染による実質的な被害よりも間接的な経済的被害の方を重視する、ある種の転倒を引き起こしている事例を私たちはさらに次項でみていくことになるだろう。

そして、もう1つの特徴は、「風評」という言葉から「根拠のなさ」という意味合いがすっかり取り払われたことである。じつは、この後者の点こそが、私が、関谷の研究対象とする経済的被害を、「風評被害」と呼ぶことにためらいを覚える大きな理由である。

この点について関谷は別の論考において、「風評被害の原因を、『うわさ』、『事実ではないこと』の『誇張』といった単純な認識で考えると、『風評被害』の発生の意味を捉え誤ってしまう」として、「『環境汚染の存在』は事実である」という観点から、「風評被害」を、「『大量の報道』を原因として、人びとが食品・商品・土地に悪いイメージを持ち、それらを忌避する『経済的被害』である」と定義しつつ、「強いていうならば、『風評』とは悪評、わるい世評という意味」であると述べている(関谷、2009:102、111、121)。

また、それは、彼自身による、自己の定義にたいする次のような注釈からも、端的に窺われる ところである。

ややこしいのは,この「本来安全」というのは,「科学的に安全」という意味ではない。 あくまで,ある立場の人にとって主観的に安全かどうかということだ。

どういうことかというと、経済的被害を受けた食品・商品・土地について、「事実上汚染があった」「安全でない」とされる場合は、「実上の被害(公害、環境汚染)」であり、「風評被害ではない」とされる。たとえば、所沢ダイオキシン報道における所沢産の野菜は、「安全だ」という立場がとられた場合には「風評被害」となり、「人体に影響がある」「危険である」という立場がとられた場合には「風評被害ではない(実際に汚染があった)」とされる。(関谷、2011:27-28)

このように、同じ1つの出来事(たとえば、所沢ダイオキシン報道)をとってみても、一定の安全性の基準、それも「科学的な」基準というよりは共同主観的な基準を根拠として、ある現象が「風評被害」になったり「事実上の被害」になったりするというこの事態は、まさに、「風評被害」が、たんなる「(根拠のない) 風評によってもたらされた被害」などではなくて、安全性の基準設定をめぐるポリティクスのなかで構築された被害という側面をもつことを示している。

つまりは、低い安全基準に依拠する立場からは「風評被害」と呼ばれる物事も、安全基準を厳しく設定する異なった立場からすれば、「汚染による事実上の被害」となるということである。このような事態こそ、まさに、放射線被曝による健康被害の問題に端的に見受けられた事柄であった。そして、この安全性の基準をどこにおくかによって賠償総額が大幅に変動するために、賠償責任を負う側は、このたびの東京電力や政府のように専門家を動員してでもできるだけ安全基準を低く設定するようめざすことになる。ここに、政府が「放射線安全論」に固執する1つの大きな理由がある。

ただし、そもそも以上のような現象を、「風評被害」という言葉をもちいて説明しようとすること自体に無理があるといわざるをえない。なぜなら、「風評被害」とは、低い安全基準に依拠する立場からの一方的なものの見方を反映して名づけられた物事のことだからである。そして、その名づけの背後には、「汚染の影響はなかったのに」悪評に惑わされて、パニックを起こしたり、過剰に反応したりする、いわば自律性を欠いた消費者像が隠しもたれている点も、指摘しておかなければなるまい。

それでは、反対に、厳しい安全基準を採用する側の人たちにとっては、このように「風評被害」と名づけられた物事は、いったいどのようにみえているのだろうか⁽⁵⁾。

このように考えてきて、あらためて気づかされたこと。それは、「風評被害」という現象が、 生産者と消費者のあいだでは、まったく違った相貌を呈して現れてきているということである。 それなのに、なぜ私たちは、これまで「風評被害」の被害者というと、農林水産業者をはじめと する生産者・流通業者・観光業者を主たる対象とみなしてきたのだったろうか。

この点について,神里達博は,行政と生産者と消費者のそれぞれの立場性や思惑を斟酌しつつ,原子力災害を例にあげて次のように説明している。

低線量放射線の被曝とそれに伴う疾病の因果関係は、可視化されえない。ゆえに、食中毒などとは異なり、放射線の汚染については、少なくとも単体の食品や個人の発症についての責任は立論すること自体不可能である。一方で、生産者の被害は容易に可視化される。この非対称性が、消費者よりも生産者よりの行政姿勢を強める契機になることは、否定できないだろう。〔ちなみに、一般に生産者は、このような非対称性の存在を無視したうえで、「風評被害」という言葉を使うことが多いように思われる。逆に、同じ事態を消費者の側から見ると、多くの場合この非対称性が強く意識されている。したがって、代替可能性が高い商品ほど、将来の「泣き寝入りリスク」を避けるべく、消費者は購買行動を変えることになるのだ〕。(神里、2013:28、43。〔〕内は注からの引用)

なるほど、この生産者と消費者の立場の非対称性にかんする分析は、非常に説得的であった。 このような非対称な関係性のなかで、生産者の側からみると「風評被害」であったものが、消費 者の側からみると、ある種の理性的なリスク回避行動の結果であることがみえてくる。しかも、 それだけではない。神里の観点をさらに徹底させてみれば、消費者側にとっても、商品を購入す るにあたって、代替商品の情報を集めたり購入するために事故前に比べて何倍もの労力を注がな ければならなくなるだけでなく、将来の「泣き寝入りリスク」まで背負い込まされてしまったと いう点において、正真正銘の被害が存在していたという事実もみえてこよう。

ところが、そうした消費者等の放射能汚染にたいする自衛的な行動が、これまで、あたかも「風評被害」を引き起こす元凶であるかのようにみなされてきた⁽⁶⁾。そのことのもつ重い意味については、次々項でふれることになる。

ともかく,ここでは,「風評被害」という名づけが,①生産者の側の被害のみに焦点をあてることによって,消費者の理性的なリスク回避行動や,消費者側の被害をみえなくさせている点,および,②それによって,安全基準をめぐるポリティクスのプロセス自体をみえなくさせている点,を指摘しておきたい。

さて私たちは、「風評被害」という概念が、本来、「放射性物質による汚染の影響がなかった」 と共同主観的に判断可能な状況においてはじめて使用できる概念であったことを押さえたうえで、 あらためて次項において東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害が発生した直後の時期へと 立ち戻ってみることにしよう。

3.3. 激甚な原子力災害下における「風評被害」認識の転倒

- (略) 風評被害も懸念される。県産品の取引を行う、いわき市の中央卸売市場は、原発から 50 キロメートル以上離れているが、市場関係者によると『農家には「福島」というだけで買い手がつかなくなるとの不安を口にする人もいる』という。

福島県の農林水産部の(中略)〔担当者〕は、『放射能の影響が懸念される地域はほとんどの人が避難しており、現実に汚染された農産品が出荷されることはないが、その外側の地域の農産品への風評被害が非常に心配』と話している。(『読売新聞』2011年3月16日付東京朝刊、5頁、『ヨミダス歴史館』より引用。〔〕内引用者補足)

東京電力福島第一原発の事故を受け、鹿野道彦農林水産相は15日、同原発周辺を産地とする農水産物の被曝(ひばく)実態を把握するため、食品衛生を所管する厚生労働省、放射線の測定を担う文部科学省などに協力を要請した。食の安全を確保し、生産者の風評被害を遊けるのがねらいだが、調整は難航している。(『朝日新聞』2011年3月16日付朝刊、9頁、『聞蔵IIビジュアル』より引用)

2011年3月11日に原発事故が発生してから、主な全国紙上における「風評被害」という言葉の初出は予想以上に早く、事故から4~5日後に配信された上記記事にみられる。そして、これ以降、連日のように紙上では「風評被害」の文字が躍ることになるだろう。

だが、……ちょっと待ってほしい。ここで言及されているのは、原子力事故にともなう経済的被害としての風評被害のことであるから、少なくともこの言葉を使う際には、(関谷の定義に従うなら)「放射性物質による汚染の影響がなかった(つまり、食品や商品は安全である)」という共同主観的判断があることが前提となるはずである。

ところが、これらの記事が書かれた 3 月 14 日から 15 日とは、いったい、どのような時期だっただろうか。14 日には、(2 日前の 1 号機の水素爆発につづき) 3 号機で水素爆発が発生、さらに、その影響でベント弁の壊れた 2 号機がメルトダウンを起こし翌 15 日に格納容器の損壊により大量の放射性物質が午前、午後の 2 度にわたって放出されていた。そして、福島原発の半径 20 キロから 30 キロ圏内の住民に屋内退避の指示が出されたのも、この間のこと。

さらに、この時点では国民に知らされていなかったが、2号機から2度にわたって放出された 大量の放射性物質は、早朝より、いわき市→茨城県→栃木県→千葉県北部→東京都方面へと、夕 方から翌朝にかけては、浪江町→飯館村→伊達市→福島市方面へと、30キロ圏をはるかに超え た地域に放射性降下物による深刻な被害をもたらしたのだった。また、のちに政府が検討した 「最悪のシナリオ」、すなわち、住民避難区域は半径200キロ以上、首都圏を含む3,000万人の避 難といったシナリオも、使用済み核燃料プールのある4号機建屋での水素爆発をふくむ、14日 から15日にかけて生じたこれらの事態の延長上に想定されたものだった。

もちろん,福島原発の事故がこのような危機的な状況にあるという「正しい」知識が国民に提供されていなかったのだから,「20キロ圏の外側は安全」ないしは「30キロ圏の外側は安全」といった時々の政府の発表を信じて,それらの「安全な」地域にかんする「風評被害」に言及してどこが悪い、という立場もたしかにありえよう。

しかしながら、政府の決定によって17日から福島県および原発の周辺自治体ではじめられた 農産物の抽出調査で、「食の安全を保ちつつ、根拠のない風評被害を避けるねらい」(**)の調査によ り、19日になって原乳やホウレンソウから暫定基準値以上の放射性ヨウ素が検出されると、「酪 農家や農家からは『(放射性物質による) 影響を受けていない地域も(県内に)あるのに』など、風 評被害への懸念と困惑の声が聞かれた」(**)という事態を前にして、何かが転倒してしまっている、 と感じるのは私だけではないだろう。

こうした成り行きに、本来の思考のあり方から逸脱した何らかの転倒が感じとられた理由。それは、第1に、風評被害とは、まずは、対象の商品や食品の放射能汚染が存在しないか、あるいは問題にならない程度であることが明らかになって(ということは、一定の安全性が共同主観的に共有された状態になって)、はじめて云々できるものであること。したがって、第2には、このたびのような大規模な原子力災害においては、風評被害について懸念する以前に、何よりもみずからの作物や商品にたいする放射能汚染による被害の程度を、最初に確認しなければならないはずだからである(9)。

とはいえ、原発事故から一週間もたたないこの時期に、まだ放射能の測定体制もできあがっていない段階で安全性の確認をすること自体、無理だったに違いない。

いや、だからこそ、私は、この時期に風評被害への懸念が早々と表明されていたことに違和感を抱いてしまうのだ。まるで、「原発事故の発生」や「放射性物質の飛散」といった事態が、条件反射的に「風評被害への恐れ」をもたらしているようではないか。そこで、抜け落ちてしまっているのは、「(当該の風評被害の恐れのある) 作物や商品にかんする放射能汚染の有無や程度にかんする確認作業」である。そして、そうした確認作業もできない段階において緊急に問われていたのは「出荷をするか、あえて出荷を自粛するかの判断」の方ではなかっただろうか。

こうした一見些細な出来事のなかにも、「風評被害」という認識に色濃くまつわりついている、 整済的な被害の重要視と、健康被害への軽視という姿勢が認められる。じっさい、この項のはじめに引用した原発事故直後の新聞記事についてみても、「風評被害」について人びとが発言する とき、そこでは「(肝心の食品や商品が)安全かどうか」についての具体的な確認作業はきれいに スキップされてしまっているのがわかるだろう(10)。

ただし, 激甚な原子力災害下にあって生産者が「風評被害」を早々に口にしたことについては, もっと別の解釈も可能である。

たとえば、みずからが扱っている農林水産品が、放射性物質による汚染の被害を受けている (/これから受ける) かもしれないという最悪の事態をまえにして、むしろ、「風評被害」という状態は、すくなくとも産品の安全性を担保してくれるという点でまだはるかにましな状況に感じられたのかもしれない。とはいえ、「風評被害」という名づけによって商品の安全性が担保されるという発想自体が、また別種の倒錯をはらんでいるのではあったけれど。

そして、次項で検討する事例も、そうした倒錯性とけして無関係ではないだろう。

3.4. 原子力損害賠償紛争審査会による「風評被害」再定義の問題点

いったい、どうしてこのような転倒した事態が生じてしまったのか。その淵源をさぐっていくと、私には、原子力災害による被害のうち、経済的被害のみを「風評被害(損害)」と名づけることによって、その他の健康被害や精神的被害から分離したところに原因があったのではないかと思われてきた。その経緯について、関谷は次のように書いている。

戦後から高度成長にかけての時代は、環境や食品汚染などがもたらす健康被害そのものが大きな問題で、経済的被害の問題は二義的に扱われてきた。しかしその後、環境や食品汚染などの直接的な被害者、犠牲者が相対的に少なくなったことから、それまで副次的な問題であった経済的被害がクローズアップされてきた。すなわち、身体的被害から経済的被害へと問題が移ってきたのである。(関谷、2011:33)

これを逆の面からみれば、「風評被害 (損害)」という認識が誕生することによって、放射能汚染のもたらす健康被害や精神的被害といった身体的被害が、反対に、二義的に扱われてしまう結果を生んだといっても過言ではないだろう。

じっさい,「風評被害」という認識は、過去数十年にわたって、消費者の側の健康被害の問題を切りすてるか、過小評価することに貢献してきたのだった。

そうした動向からの1つの帰結を、私たちは原子力損害賠償紛争審査会(以下、「原賠審」と略記)によって示された「中間指針」(2011年8月)のなかに見出すことができる。なお、原賠審とは、「原子力損害の賠償に関する法律」により、このたびの原子力災害にかんして、補償すべき被害の範囲に関する指針を決定するために文部科学省に設置された機関である。

この「中間指針」の特徴は、指針に盛られた損害項目の記述(全53 頁)のなかで、全体の70% 弱を「政府の指示等に係る損害」(避難指示や出荷制限指示等)がしめており、その次にくるのが「風評被害・間接被害」の30%強、そして、「放射線被曝による損害」にいたってはたったの1%弱(なんと半頁!)、という構成自体のうちにはっきりと表れている。

すなわち、この指針の特徴をまとめれば、第1に、庄倒的な部分が経済的被害への損害賠償の記述でしめられており、放射線被曝による損害(健康被害)についてはほんの数行でおわっている点 $^{(11)}$ 、そして第2には、政府の指示によらない住民の主体的な判断にもとづく行為によってもたらされた損害(たとえば、「自主避難による損害」)についてはまったく言及されていない、という点を指摘することができる $^{(12)}$ 。

ここに私たちは、政府の依拠する「放射線安全論」と同様の立場が、原賠審においても貫かれていることを容易に確認できるはずである。いや、先述したように、むしろ「放射線安全論」に 政府が固執する理由の1つに、この賠償問題があったという方が事実に近いのであるが。

さて、この「中間指針」において、原賠審は、「風評被害」を次のように定義した。

『風評被害』とは、報道等により広く知られた事実によって、商品又はサービスに関する

放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え,取引停止等をされたために生じた被害を意味するものとする。(原子力損害賠償紛争審査会,2011a:40)

原賠審によって、「風評被害」が、このように定義されていること、そしてさらに、それが損害項目の重要な柱とされていることにたいして、私たちはもっと驚くべきではなかろうか。というのも、ここに示されている被害は、まさしく「(原発事故によって放出された放射性物質の汚染による)事実上の被害」にあたるものだからである。

それに関連して、賠償の対象とされる「本件事故と相当因果関係のある」風評被害の「一般的な基準」についても、次のように定められている。

その一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められた場合とする。(原子力損害賠償紛争審査会、2011a:40)

このように定義された「風評被害」が,関谷の定義と似て非なるものであることは,もはや多言を要すまい。それは,第1に,「本来『安全』とされるもの」という条件が完全に取り払われたことによって。そして,第2には,「平均的・一般的な人を基準として,合理性を有していると認められる心理」によって引き起こされた被害だとされたことによって。

というわけで、本稿における「風評被害」の3番目の用法としては、この原賠審による定義を 取り上げることになる。

だが、そもそも「平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる心理」によって引き起こされた被害を「風評被害」と呼ぶこと自体に、はたしてどこまで妥当性があるだろうか。じっさい、原賠審の委員もその点に気づいていたようで、次のような弁解的な注釈を残している。

このような(放射性物質による汚染の危険性を懸念し,敬遠したくなる心理が,合理性を有しているという)理解をするならば,そもそも風評被害という表現自体を避けることが望ましいが,現時点でこれに代わる適切な表現は,裁判実務上もいまだ示されていない。(原子力損害賠償紛争審査会,2011a:41)

ここにあるのは、まさしく、原発事故の損害賠償をめぐって、人びとの経験と名づけの行為と が、根本的な「剝離」を起こしてしまっている光景だといってよい。

そして、こうした光景をまえにして、私たちに直言できるのは、ここで問題にされているような被害はけっして「風評被害・間接被害」などという言葉で呼ばれてはならず、人びとに放射性物質による汚染の危険性を懸念させるような状況を引き起こした「原発事故による直接的な被害」として語るべきものだということである。

すなわち,原賠審の指針において「風評被害」とされている物事にたいして,より適切な名づけを行うとすれば,「原発事故に直接起因する政府の指示等に係らない損害」ということになるだろう。

にもかかわらず、「風評被害」という言葉が、公的な用語として依然として使われ続けている。 そのことのもたらすマイナスの政治的社会的効果を、この項を終えるにあたり、次の2点にまと めておこう。

第1に、原発事故にかかわる加害責任の問題である。

この点については、すでに調麻佐志が、「風評被害」という言葉の濫用は、本来の東京電力や国の責任を曖昧にしてしまうことにつながりかねないと、次のように述べていた。

(原発事故による) 農林水産品汚染の第一義的責任は東電および政府にある。そうであるなら、産品が売れないことによる経済的被害の第一義的責任も東電および政府にあるだろう。 風評被害という言葉の濫用は、この第一義的な責任を棚上げにしてしまう。

(中略) 風評被害という言葉は、本来「安全」なもの、すなわち、実態に基づいていい換えるならば、「政府の設定した暫定基準値を(おそらく)下回る汚染レベル」の食品を購入しないことによって経済的な被害者が発生することを意味し、暗に購入を躊躇する消費者が「加害者」であることが示唆されてしまう。(調, 2013:74-75)

だとすれば、原賠審の基準にあるような、本来「(共同主観的に) 安全であるといえない」汚染の恐れのある商品を買い控える行為の帰結にまで「風評被害」という呼称をもちいることは、加害責任のいっそうの棚上げとなるどころか、消費者にたいして東京電力や国の事故責任を転嫁することにほかならない。

第2には、「放射線安全論」にかかわる問題である。

政府の機関である原賠審が、「放射線安全論」に強く拘束されていることは、すでにみてきたとおりである。そのため原賠審は、損害賠償の枠組みを策定するにあたって、「風評被害」の項目において、「放射線物質による汚染の危険性」には着目するものの、その危険性を認識するのは、あくまで「(基準とする) 平均的・一般的な人の心理」の水準にとどまっており、原賠審として、現実の汚染の危険性の有無やその程度にかんする独自の判断をくだすところまでは踏み込もうとしていない。

もしかすると、その点が、原賠審が「風評被害」という用語を使っている理由の1つかもしれない。それは、生産者からみれば、「風評被害」という命名によって、商品の安全性(もしくは、少なくとも安全性のイメージ)が担保されるという利点にもなっただろう。ともかく、そうした経緯によって、原賠審の「中間指針」は、たとえば避難指示の遅れやヨウ素剤の服用指示の欠落等による「放射線被曝による損害(健康被害)」がまったく考慮されない内容となっており(13)、その点において、(当然とはいえ)政府の主導する「放射線安全論」の枠組みから一歩たりとも外へ出るものではないといわざるをえない(14)。

4. 「風評被害の差別論」批判 ――結びに代えて

4.1.「根拠のない風評」の根拠のなさ、あるいは政 治としての「事実の解釈」

『DAYS JAPAN』(2014年7月号・8月号,ディズジャパン)が,チェルノブイリや福島において 実施した原発事故後の住民の健康状態にかんするアンケート結果を掲載している。

それによると、「事故後 1 週間に体に感じた変化」について尋ねたところ、チェルノブイリでは、原発周辺の複数の自治体住民(年齢等の情報はなし)のうち、「鼻血が出た」に 2 割前後、「異常な疲労感を覚えた」に 6 割前後の回答があったという。また、福島でも同様な質問にたいして、「鼻血が出た」に子どもの 2 割弱、「異常な疲労感を覚えた」に大人の 5 割弱の回答が、また、「事故後 2 週間から現在までに体に感じた変化」として、「鼻血が出ることが増えた」に子どもの4割弱の回答があったという(15)。

また,福島県によって原発事故後から行われている「県民健康管理調査」においては,本格的なアウトブレイクが来年以降に予想される甲状腺がんについて,すでに多数の症例が報告されている。福島県県民健康管理調査検討委員会の発表したデータ(2014年2月)によると,その内訳は,2011年度分(原発の近隣市町村)について14例(4万1561名中),12年度分(中通り地域)について50例(13万9239名中),13年度分の一部(福島南東部・福島北東部)について10例(8万8554名中)の,計74例に達しているという(津田,2014:279)。

それらのデータ分析を行った津田敏秀は、甲状腺がんの多発と原発事故との因果関係を否定するさいに援用されてきたスクリーニング効果説を批判しつつ、次のように今年の3月の時点で結論づけていた。

福島県における甲状腺がんの発生は、外部比較による発生率比の著しい上昇がこれまで示されてきたが、今回、内部比較でも被ばく量に沿ったと思われる有病オッズ比の明瞭な上昇がみられた。これは、スクリーニング効果だけでは、甲状腺がんが数多く発見されているという多発を説明することがまったくできないことを示しており、今後福島県において、放射線被ばくによるがん発生に対する対策立案とその実行の必要性が強まったと言える。(津田、2014:282)

そうして、「100 mSv 以下で被ばくによるがんが発生することは、理論的にも、あるいは診断放射線、原子力施設周辺の被ばく等々数多くの報告から、経験上も示されている」としたうえで、彼自身が前年(2013 年)5 月にいちはやく福島での甲状腺がんの「多発」を指摘したさいに対策として提唱した診断範囲の拡大や医療体制の確立といった事項(津田・山本、2013)について、より具体的な提言(たとえば、原発事故発生時点での19 歳以上への検診対象者の拡大、福島県のみならず隣接する栃木県・茨城県・宮城県南部への検診地域の拡大、甲状腺以外のがんやがん以外の疾患への調査や対策の立案、来年以降の多発の可能性に備えた医療資源の点検と装備等の提案)をするとともに、今回のデータ分析から得られた新情報、すなわち、空間線量が高い地域に住み続けることが発がんにもたらす影響の問題にふれながら次のような新たな提案を行っていた。

(空間線量の増加が発がんに影響していると考えられる地域については)妊婦,乳児,幼児,小児,青年,妊娠可能性のある女性という優先順位で,避難も含めたさらなる放射線防護対策の検討がなされるべきである。全住民の避難等には困難な課題が多いが,実現可能な部分から少しだけでも実行が試みられるべきである。少なくとも,20 mSv 以下の地域に検討されている若年層も含めた帰還計画は延期すべきである。帰還計画が「100 mSv 以下の被ばくでは放射線によるがんが出ない」という誤った考え方にもとづいているのならなおさらである。(津田,2014:282)

さて、このような情報をえたあとでは、私たちは、「鼻血や疲労感で苦しむ人が大勢いるのは 被ばくしたから」「福島では、同じ症状の人が大勢いますよ」「今の福島に住んではいけない」 「福島を広域に除染して、人が住めるようにするなんて、できないと私は思います」といった 『美味しんぼ』の作中人物の発言を、「根拠のない風評」と切り捨てることなどもはやできないの ではないか。むしろ、これらの発言にたいして「根拠のない風評」と論難する側にこそ「根拠の ない」ことがいまや明瞭になってきたとさえいえる。

とはいえ、こうしたかたちで、『美味しんぼ』への批判が的外れだったことが明らかになったとしても、現政権にとってはさしたる痛手とはならないだろう。なぜなら、「原発事故により放出された放射性物質に起因する直接的な健康被害が確認された例はない」「住民の放射線被曝と鼻血に因果関係はない」といった科学的立場にたつ専門家は依然として今日も多数存在しているわけだし(16)、たとえ甲状腺がんがアウトブレイクしたとしても、政府が原発事故との直接的な因果関係を否定し続けるかぎり、健康被害問題は(長期にわたる裁判闘争をつうじて、賠償問題とともに)未来に丸投げされることになり、結局のところ、現政権の維持存続という短期的な目的にとって、とりたてて支障とはならないからである。

むしろ、現政権がめざしている究極的な目標は、原子力政策の維持さらにはいっそうの推進であって、そのためには、放射線被曝による健康被害の問題が表面化してもはや否定しようがなくなるまでのあいだに、原発の再稼働や新設、核燃料サイクル事業の進展、電力自由化後の原発への優遇措置の策定等々といったかたちで既成事実を着々と積み重ねておくことこそが、彼らの戦略であるようにみえる。

そのような目的にとって,「放射線安全論」とならんで「風評被害」という言葉がいかに有効であるかは、本稿でみてきたとおりである。

すなわち、「風評被害」という名づけの歴史が明らかにしているのは、「現実」や「事実」の解釈が、科学であるよりもはるかに政治であるということであった。それは、そもそも「風評被害」という用法が、(「放射線安全論」に典型的なように)他者による事実の解釈を別の立場から強硬に(非難をこめて)否定するという効果をもつ点に、端的にみてとれよう。しかも、そのように強権的に事実の解釈を覆すにもかかわらず、そのさいに、その根拠(ないし基準)がはっきりと明示されることはなかったのである。

その意味で、「風評被害」という名づけの行為は、①「根拠の明示されない『事実の解釈』」を、②「強圧的に他者に押しつける」という二重の意味において〈傲慢さ〉をまとった行為だといえる $^{(17)}$ 。

4.2. 「放射線安全論」と差別の生成

甲状腺がんで手術した人は、裁判をおこしていてもおかしくありません。しかしむしろ、 甲状腺がんで手術している人も、そのことを隠している状況です。実態を知りたいので、ア プローチしたいと思っていますが、表に出たくない、と。それはこの問題の本質でもあると 思います。福島県出身で、手術跡があるとなれば、チェルノブイリのときのようにひっそり と生きていかなければいけないというような、差別がおそれられているという状態なのだと 思います。(今西ほか、2013:1379)

これは、福島県でボランティアの健康相談会をつづけている小児科医、山田真の発言である。 さらに、次のような甲状腺がんの手術を受けた子どもの父親の証言によれば、こうした差別は、 たんに人びとの心(差別意識!)の問題などではなく、その発生に行政や医療者がかかわってい る点で、何らかの政策的な背景があることがみえてくる。

震災3年目のときに、甲状腺の手術を受けた子どもの母親が、テレビに出ていろいろ話したらしい。そしたら、息子の手術をしてくれた医者から電話があり、「お前のところが取材を受けたんだろう」「そういうことをされては困る」と疑われ、ひどく迷惑したんだ。(青沼, 2014:182)

こうした事態が生じてしまうのは、端的にいって、政府が「放射線安全論」のタテマエをかた くなにくずそうとしないからである。そのために、行政や医師たちの側も、甲状腺がんの患者に ついての情報を公にしにくくなる。そのあげくの果てに、患者が存在しているという事実自体が タブー視されていく……。

私たちは、いま、まさに、甲状腺がんの患者の人たちにたいする差別が生みだされようとしている。その歴史的現場に立ち会っているといっても過言ではない。

ただし、ここでいう差別とは、露骨な差別意識をもっている人たちによっておこされる意図的な差別とは違う。それは、「放射線安全論」という、特定のアカデミックで専門的な立場に権力をもつ人たちが立つことにより、当事者の意図しないところで引き起こされてしまう差別なのである。

したがって、医師や行政官や科学者や政治家や国民のうち、だれ1人として、甲状腺がんの患者にたいして、差別しようとか、差別されても当然だ、などと思っている人はいない。それにもかかわらず、現に、病気のことを表に出せないとか、表に出したら出したで、冷たい目でみられるといったかたちの差別が生じてしまっている。このような「私たちが、ある種の関係性のなかにおかれると、個々人のなかの偏見や差別意識の有無とは無関係に、差別に加担させられたり、差別を引き起こしてしまうことがある」という側面に着目することによって、私は、こうした現象を「構造的差別」と呼んできた(三浦編、2006)。

とはいえ,構造的差別は,そんなに珍しい現象ではない。むしろ,あらゆる差別は,本質的に, こうした構造的差別の側面をもっている。

たとえば、原発事故による汚染や被害を語ることは、福島県民を傷つけるとか、失礼である、 差別である、といった議論があった。そして、そうした議論はさらに、経済的損失をもたらすと か、県への風評を助長するのでケシカランという方向へ展開していった。しかしながら、じっさ いに汚染や被害の実状をみてくると、むしろ、そのように一見したところ福島の人びとへの差別 を批判しているかのような議論こそが、結果として、甲状腺がんの人たちへの差別や無理解を助 長していることが明らかになってきた。

さて、それでは、このような構造的差別による被害(こうした事態こそ、言葉の真の意味で「風評被害」だと私は考えているが)を防ぐには、どのようにしたらよいのだろうか。

第1には、「根拠のある重要な事実」(たとえば、「汚染の実態」や「避難の必要性」がそれにあたろう)については、遠慮せずに堂々と語っていくべきだということである。もしも、それで人を傷つけたり、失礼だと感じさせたりすることがあったとしても、それが事実である限りは差別に至ることはないし、また、相手の人たちも時とともにその意味がわかって理解してくれるだろう。最悪なのは、「根拠のない事実」(「放射線安全論」!)を語ることによって、差別を生成したり助長したりすることである。

第2には、このような放射線被曝にかかわる構造的差別に対処していくためには、過剰にパターナリスティックな発想(「不安を解消する」「パニックを起こさせない」)にまかせるのではなしに、むしろ、私たちはまさに今、どのような危険や差別と間近に向き合っているかを認識しながら行動すること(そのような生の倫理を、私は「エッジを歩く」と表現している)が重要であろう(三浦、2009a; Miura、2014)。じっさい、原発事故の後に支援物資を受けとるために屋外に子どもを長時間並ばせて被曝させてしまった母親たちは、後悔とともに、「ただちに健康に影響はありません」ではなく、「(放射能の影響は)まだわからないから注意して」とか「飛散した放射性物質に注意してください」といわれていれば、今の不信感はなかったと述べている(18)。

私たちは、原子力開発というある種の環境政策が、このように身の回りに新たな差別を生成させつつあるという現実を直視する必要がある。じつは、その原因をなす低線量被曝や内部被曝の危険性への過小評価という事態もまた、原子力政策の推進にとって重要な戦略の1つであったことが、放射線被曝の歴史のなかで明らかにされてきた(中川、2011)。その帰結が、このたびの福島の子どもたちや若者たちの原発事故による被曝であるが、同時に、50万人に達するといわれる原発労働者にたいする杜撰な放射線管理や安全教育の不徹底といった問題を引き起こしてきたことも忘れてはなるまい(八木、1989;樋口、2011;石丸ほか、2013;三浦、2013)。

風評被害という認識とその名づけが,放射線の健康被害を無化ないし過小評価するという点において,低線量被曝や内部被曝問題を隠蔽してきた原子力政策の正嫡であったことは,今や明らかである。そして,何よりも重要なのは,風評被害という名づけの〈傲慢さ〉は,たんにその強権的な側面にのみ存在するのではなく,「根拠の明示されない『事実の解釈』」(「放射線安全論」)への「信頼」を醸成してきた,私たち自身の〈傲慢さ〉でもあった,という点であろう。

注

- (1) 『BIG COMIC スピリッツ』No. 25: 397-398(2014 年 6 月 2 日)。
 - (2)『朝日新聞』2014 年 5 月 13 日付朝刊、5 月 18 日付朝刊(いずれも、大阪本社版)より引用。

- (3) この試みを遂行するにあたっては、本誌第 18 号の特集「環境社会学にとって『被害』とは何か」および第 19 号の特集「複合過酷災害への応答――加害・被害の観点から」の 2 つの特集から、「風評被害」について論じるためには、「被害」問題についても同時に正面から検討していかなければならないことを教えられた。この論考では、「被害」と「風評被害」との裏表の関係を分析するための、私なりの枠組みを提示したい。
- (4) この点については、原子力損害の賠償に関する法律にもとづいて、補償すべき被害の範囲に関する指針を決定するために文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会によって示された「中間指針」(2011年8月)においては、政府による指示ないし自治体による要請のもとに避難した場合についてのみ賠償金の支払いが検討されていたこと、および、「中間指針追補」(2011年12月)において「自主的避難等対象区域」が新たに設定され、自主避難等について賠償の範囲が広げられた背景には、被害住民による粘り強い補償要求運動があったこと(大島・除本、2012;除本、2013)、などがその証拠である。
 - (5) 同じ物事をみているはずなのに、置かれた立場によって物事の見え方が変わってくるという事態に着目する現象学的アプローチから、「環境問題」と「差別問題」の複雑な絡まり合いを解きほぐそうとしたものに、三浦(2009b)がある。
 - (6) たとえば松田美佐は、風評被害を、「あらゆる情報に基づいて個人が採用する『合理的な行動』が引き起こす予期せぬ結果」として、すなわち「予言の自己成就」という合理的選択理論に依拠して定義を試みているが、そうした観点から描かれる風評被害は、「報道などから得た情報をもとに個人が合理的に推測し、行った判断が的外れだっただけ」といったかたちで、松田の意図とはべつのところで、風評被害の原因を「消費者の失敗」に帰責することに加担してしまっているといわざるをえない(松田、2014:235-236)。
 - (7) 『朝日新聞』 2011 年 3 月 16 日付朝刊, 5 頁, 聞蔵 Ⅱ ビジュアルより引用。
 - (8) 『毎日新聞』 2011 年 3 月 20 日付朝刊, 東京版, 社会面 22 頁, () 内引用者補足。
 - (9) こうした状況における消費者の「リスク回避行動」への対応として、NHK スペシャル「日本新生」 取材班 (2012) や五十嵐・「安全・安心の柏産柏消」円卓会議 (2012) は、みずからの生産物の放射能 濃度を測定して消費者に積極的に公開している生産者の実践を報告していて大変興味深かった。
 - (10) ただし、「食の安全を確保し」あるいは「食の安全を保ちつつ」といった新聞記事内の表現をもって、「安全かどうか」の確認作業も抽出調査では同時に含意されていたのではないか、と疑問を抱かれる向きもあるだろう。しかしながら、ここで政府のいう「食の安全の確保」とは、食品が安全であるかどうかを確認することではなく、食品が安全であることを確認することだった。こうした発想こそ、福島県の「県民健康管理調査」などの他の「放射線安全論」に依拠した政策に共通して見受けられるものである(日野、2013)。
 - (11) ここでの「ほんの数行」の内容は、「本件事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員や自衛官、 消防隊員、警察官又は住民」の損害が対象とされているのみで、避難の遅れや安定ョウ素剤の服用の欠 落等によって住民が受けた放射線被曝による損害等については、まったく触れられていない。
- (12) 注(4) を参照のこと。
 - (13) この点について、『国会事故調査報告書』は、「本事故後の各市町村の対応において、住民に対して ヨウ素剤の服用・指示がなく、住民の初期被ばくの低減措置が取られなかった責任は、緊急時に情報伝 達に失敗した災害本部事務局医療班と安全委員会、そして投与を判断する情報があったにもかかわらず 服用指示を出さなかった県知事にある」としている(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、 2012:414)。
 - (14) なお、原子力損害賠償紛争解決センターがホームページで公開している「和解案提示理由書」や「和解事例の抜粋」をみても、この傾向はいささかも変わっていない。
 - (15) チェルノブイリの調査では、回答者数は2万人を超えている(7月号)。福島の調査は、大人約200

- 人,子ども約150人から回答をえている。なお,このデータは「福島の母440人の証言集 福島原発事 故後の生活・子どもの健康」にまとめられている(8月号)。
- (16) たとえば、福島県で「県民健康管理調査」を実施している福島県立医科大学も、原発事故による放射線被曝と甲状腺がんとの因果関係を認めていない。
- (17) そうした行為の典型は、安倍首相による IOC 総会 (2013 年 9 月 7 日於ブエノスアイレス) での発言 (「汚染水による影響は、福島第一原発の港湾内の 0.3 平方キロメートルの範囲内で、完全にブロックされています」) に端的にみることができる。この発言によって、原発からの汚染水の流出にたいする国際的な懸念を権力的に封じ込めることに一時的には成功したが、じっさいには、汚染水の流出は続いていることが明らかになっている (神田、2013a、2013b)。
- (18)『DAYS JAPAN』8月号(2014年)。

油 文 献

- 青沼陽一郎, 2014, 「福島に住む母親たちの不安と憔悴『わが子が甲状腺がんになった親の気持ちがわかりますか』」『週刊現代』6/14:182-185.
- 藤川賢、2012、「福島原発事故における被害構造とその特徴」『環境社会学研究』18:45-59.
- 原子力損害賠償紛争審査会,2011a,「東京電力株式会社福島第一,第二原子力発電所事故による原子力 損害の範囲の判定等に関する中間指針(平成23年8月)」.
- -----, 2013,「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等 に関する中間指針第三次追補(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)(平成25年1月)」
- 樋口健二,2011,『原発被曝列島―-50万人を超える原発被曝労働者(新装改訂)』三一書房.
- 日野行介。2013. 『福島原発事故 県民健康管理調査の闇』岩波書店
- 堀川三郎, 2012,「環境社会学にとって『被害』とは何か――ポスト 3・11 の環境社会学を考えるための ―素材として」『環境社会学研究』18:5-26.
- 市村弘正, 1996, 『「名づけ」の精神史(増補)』平凡社.
- 五十嵐泰正・「安全・安心の柏産柏消」円卓会議,2012,『みんなで決めた「安心」のかたち ポスト3・11の「地産地消」をさがした柏の一年』亜紀書房.
- 今中哲二・津田敏秀・山田真, 2013, 「福島原発事故後の原点をふりかえる 初期被ばく・甲状腺がん・健康調査」『科学』83(12):1374-1385.
- 石丸小四郎・建部暹・寺西清・村田三郎, 2013, 『福島原発と被曝労働――隠された労働現場, 過去から 未来への警告』明石書店.
- 神里達博, 2005, 『食品リスク BSE とモダニティ』弘文堂.
- ------, 2013,「食品における放射能リスク」中村征樹編『ポスト 3・11 の科学と政治』ナカニシャ出版, 3-46.
- 神田穣太, 2013a,「福島第一原子力発電所から海に流れ続ける放射性セシウム」『科学』83(6):634-638.
- 正村俊之, 2013,「東日本大震災のリスク問題——知・無知・意思決定」『社会学評論』64(3):460-473. 松田美佐, 2014, 『らわさとは何か——ネットで変容する「最も古いメディア」』中央公論新社.

- 三浦耕吉郎, 2009a,「エッジを歩く――手紙形式による差別論講義」『関西学院大学 人権研究』13:11-26.

- 三浦耕吉郎編, 2006, 『構造的差別のソシオグラフィ 社会を書く/差別を解く』世界思想社.
- Miura K., 2014, "Walking on the Edge: Towards a Sociography of Discrimination against the Buraku: Lectures on Discrimination in Letter Format," *International Journal of Japanese Sociology*, 23:46-62.
- 中川保雄, 2011, 『放射線被曝の歴史――アメリカの原爆開発から福島原発事故まで(増補)』明石書店. NHK スペシャル「日本新生」取材班, 2012, 『総力取材! 食の安心 何をどう守るのか』NHK 出版.
- 大島堅一・除本理史, 2012, 『原発事故の被害と補償――フクシマと「人間の復興」』大月書店.
- 関谷直也, 2009,「風評被害の心理」仁平義明編『防災の心理学――ほんとうの安心とは何か』東信堂, 101-134.
- -----, 2011, 『風評被害---そのメカニズムを考える』光文社.
- 島薗進, 2013, 『つくられた放射線「安全」論――科学が道を踏みはずすとき』河出書房新社.
- 調麻佐志,2013,「奪われる『リアリティ』――低線量被曝をめぐる科学/『科学』の使われ方」中村征 樹編『ポスト3・11の科学と政治』ナカニシヤ出版,51-82.
- 菅波香織, 2012,「放射能問題と向き合うために――原発事故後の福島では」河崎健一郎・菅波香織・竹田昌弘・福田健治『避難する権利, それぞれの選択――被曝の時代を生きる』岩波書店, 22-33.
- 舘野淳・野口邦和・青柳長紀、2000、『徹底解明——東海村臨界事故』新日本出版社.
- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会, 2012, 『国会事故調 報告書』徳間書店.
- 友澤悠季, 2012,「『社会学』はいかにして『被害』を証すのか――薬害スモン調査における飯島伸子の仕事から」『環境社会学研究』18:27-44.
 - 津田敏秀, 2014,「2014年2月7日福島県県民健康管理調査検討委員会発表データによる甲状腺検診分のまとめ」『科学』84(3): 279-283.
 - 津田敏秀・山本英二,2013,「多発と因果関係――原発事故と甲状腺がん発生の事例を用いて」『科学』83 (5):497-503.
 - 八木正, 1989, 『原発は差別で動く――反原発のもうひとつの視角』明石書店.
 - 山室敦嗣, 2012, 「問われ続ける存在になる原子力立地点住民――立地点住民の自省性と生活保全との関係を捉える試論」『環境社会学研究』18:82-95.
 - 除本理史, 2013, 『原発賠償を問う――曖昧な責任, 翻弄される避難者』岩波書店.

(みうら・こうきちろう)

The Myth of the "Safety of the Radiation Effect on Health" in Post-Fukushima Japan:

The Politics of "Fuhyo-higai"

MIURA Kokichiro

Kwansei Gakuin University 1-155 Uegahara-Ichibancho, Nishinomiya-shi, Hyogo, 662-8501, JAPAN

This paper attempts to analyze critically discourse on "fuhyo-higai", a concept which has played an important role in the dissemination of "the notion of the safety of the radiation effect on health" and one that has influenced the development of nuclear policy in post-war Japan. In Japanese, the term "fuhyo-higai" has several different usages. The most common meaning is "damage (or discrimination) from harmful rumors", that is such rumors are only products of groundless demagogy. So, in the wake of the Fukushima nuclear accident, talking and writing about low level radiation damage to health, especially damage from radioactive materials released by the nuclear accident is often dismissed, socially and politically, as "fuhyo-higai". Another meaning of "fuhyo-higai" is "economic damage incurred by people refraining from buying safe goods which are actually free from radioactive contamination". In this sense, "fuhyo-higai" means indirect damage from contamination.

Considering the above meanings, the following conclusions about the socio-political effects of using the term "fuhyo-higai" were made. Firstly, the term conceals the fact that (1) following such nuclear disasters, damage is incurred on the consumers' side as well as the producers' side, that (2) consumers are aware of the necessity of avoiding radiation risks, and that (3) there are political considerations between the government/ producers and consumers with regard to safety standards for radiation in food. Secondly, the term brings about reverse conditions in the sense that greater importance is attached to economic damage than damage to health in the case of severe nuclear accidents, and is symbolized by the words "fuhyo-higai is more dangerous than radiation contamination". This tendency is obvious in the guiding principles of the Committee on Compensation for Damage by Nuclear Accidents in that (1) not only indirect damage but also direct damage from nuclear accidents is called "fuhyo-higai", that (2) damage to health is underestimated in comparison with economic damage, and that (3) the responsibility of electric power companies and the government for nuclear accidents is shifted partially onto consumers. Thirdly, the criticism that "exaggerating contamination and damage aggravates discrimination against Fukushima", is conversely causing discrimination against victims of thyroid cancer by concealing the fact of the outbreak of thyroid cancer which has occurred since the Fukushima nuclear accident.

Keywords: "Fuhyo-higai", Low Level Radiation Damage to Health, Fukushima Nuclear Accident, Politics of Reality, Structural Discrimination,